

平成30年度 珠算能力検定試験・暗算検定試験 実施要綱

施行回数	213回	214回	215回
試験日	6月24日(日)	10月28日(日)	平成30年2月10日(日)
実施級	珠算1～6級 暗算1～10級	珠算1～6級 暗算1～10級	珠算1～6級 暗算1～10級
申込期間	4月18日(水)～5月9日(水)	9月5日(水)～9月19日(水)	12月5日(水)～12月19日(水)
	受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祭日を除く)		
合格発表	6月29日(金)	11月2日(金)	平成30年2月15日(金)
	須坂商工会議所前に掲示(午前9時)		
試験会場	須坂商工会議所(予定)		
受験資格	学歴・年齢・性別・国籍に制限はありません。		
申込方法	<p>【窓 口】 所定の申込用紙に受験者本人が記入し、受験料を添えて申し込む。 申込書は須坂商工会議所ホームページからダウンロードできます。アドレス：http://www.suzaka.or.jp/</p> <p>【郵 送】 所定の申込用紙に受験者本人が記入し、申込書と受験料を下記住所宛て現金書留にてご郵送ください。(×切日消印有効) 申込書は須坂商工会議所ホームページからダウンロードできます。アドレス：http://www.suzaka.or.jp/</p> <p>【注意事項】 ① 代理申込手続きは可、ただし代理人による申込書記入は不可です。 ※ 本人署名欄に署名がない場合は受験申込受付ができません。 ※ 実施要綱裏面記載の「受験者への連絡・注意事項」を承諾し、お申込みください。 ② 受験票は試験日の1週間前までに郵送いたします。お手元に届かない場合は、お問合せ先へご連絡ください。(団体申込の場合は、申込をされた団体にてお受け取りください。) ③ 受理した申込用紙及び受験料は、試験施行中止などの事情がある場合の他は返還しません。</p>		

種 目	珠 算	暗 算
受験料	1級 2,300円 2級 1,700円 3級 1,500円 4～6級 1,000円	1級～10級 900円
試験科目	みとり算・かけ算・わり算	みとり暗算・かけ暗算・わり暗算
開始時間	午前9時	午前10時
制限時間	30分	12分
合格基準	300点満点で1～3級は240点以上、4～6級は210点以上を合格とする。	500点満点で各級とも400点以上を合格とする。
合格証書	合格証書交付についてハガキにて通知いたします。(概ね試験日から1カ月後) 団体申込の受験者につきましては、申し込みをされた団体にてお受け取りください。	
試験結果 得点開示	希望者へ科目ごとの得点を開示します。(合格発表後1週間以内に通知) 手数料 300円(税込) / 受験級毎 ※団体申込の場合は無料。	
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・受験票 ・そろばん(※必ずしも使用の義務はありません。) ・筆記用具(※消しゴム使用不可) ・中学生以上は写真付き身分証明書(運転免許証・学生証など) 	

受験者への連絡・注意事項

※受験者が次の連絡・注意事項を理解できない場合、保護者等が下記を受験者に説明し、承諾の場合受験者本人に申込書署名欄へ署名させていただきます。

●受験料・手数料の返還

一度申し込まれた受験料・手数料の返還および受験日の延期、変更は認められません。

●入場許可

試験会場には所定の申込手続を完了した受験者本人のみ入場を許可します。

●遅刻

試験開始後の試験会場への入場は認めません。

●本人確認

受験に際しては、身分証明書（運転免許証、学生証、社員証等の顔写真付きのもの）を携帯してください。
小学生以下の方は必要ありません。

●試験中の禁止事項

次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

- ・試験委員の指示に従わない者
- ・試験中に助言を与えたり、受けたりする者
- ・試験中に係員の指示に従わず、携帯電話等を鳴らした者
- ・試験問題を複写する者
- ・答案用紙を持ち出す者
- ・本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者
- ・他の受験者に対する迷惑行為を行う者
- ・暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者
- ・その他の不正行為を行う者

●試験施行後に不正が発覚した場合の措置

試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

●試験内容、採点に関する質問

試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には一切回答できません。また、模範解答は開示いたしません。

●答案の公開、返却

受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。

●合格証書の再発行

合格証書の再発行はできません。また、保存期間は試験施行日から1年間（試験施行日を1日目とする）です。この保存期間経過後は、合格証明書（有料）に代えます。

●試験が施行されなかった場合、答案の採点ができなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電その他不可抗力による事故等の発生により、やむを得ず試験が中止された場合や、火災、盗難等により答案が喪失、焼失、紛失し採点ができなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還します。ただし、これに伴う受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何らの責任を負いません。

●飲食、喫煙

試験中の飲食、喫煙はできません。

